

静岡県公安委員会規程第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく通知書等の様式に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月25日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく通知書等の様式に関する規程の一部を改正する規程

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく通知書等の様式に関する規程（平成17年静岡県公安委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく通知書等の様式に関する規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）<u>に基づく行政処分を静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が通知する場合等に用いる書面の様式</u>を定めるものとする。</p> <p>(指示)</p> <p>第5条 法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の9第1項、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の24、<u>第34条又は第35条の4第1項の規定による風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、飲食店営業者又は接客業務受託営業を営む者に対する指示は、様式第5号による指示書により行うものとする。</u></p>	<p><u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく通知書等の様式等に関する規程</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）<u>に基づき、静岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う行政処分（以下「処分」という。）に係る通知書等の様式その他処分の通知に関し必要な事項</u>を定めるものとする。</p> <p>(指示等)</p> <p>第5条 法第25条、第29条、第31条の4第1項、<u>第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定による風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、飲食店営業者又は接客業務受託営業を営む者に対する指示は、様式第5号による指示書により行うものとする。</u></p> <p><u>2 法第31条の9第2項の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に係る自動公衆送信装置設置者に対する勧告は、様式第6号に</u></p>

(営業の停止等)

第6条 公安委員会は、次に掲げる処分をするときは、当該処分を受ける者に対し、様式第6号による営業停止等処分通知書によりその旨を通知するものとする。

- (1) 法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消し又は当該風俗営業の停止命令
- (2) 法第26条第2項の規定による飲食店営業の停止命令
- (3) 法第30条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止命令、同条第2項の規定による店舗型性風俗特殊営業の廃止命令又は同条第3項の規定による浴場業営業等の停止命令
- (4) 法第31条の5の規定による無店舗型性風俗特殊営業の禁止命令
- (5) 法第31条の10の規定による年少者の利用防止のための命令
- (6) (略)

による勧告書により行うものとする。

3 法第31条の10又は第31条の11第2項第2号の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する命令は、様式第7号による命令書により行うものとする。

(許可の取消し等の通知等)

第6条 公安委員会は、次に掲げる処分をするときは、当該処分を受ける者(以下「被処分者」という。)に対し、様式第8号による行政処分通知書によりその旨を通知するものとする。

- (1) 法第8条(法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による風俗営業の許可の取消し
- (2) 法第10条の2第6項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による特例風俗営業者の認定の取消し
- (3) 法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消し又は停止命令
- (4) 法第26条第2項、法第31条の25第2項又は法第34条第2項の規定による飲食店営業の停止命令
- (5) 法第30条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止命令又は同条第2項の規定による店舗型性風俗特殊営業の廃止命令
- (6) 法第30条第3項の規定による浴場業営業等の停止命令
- (7) 法第31条の5第1項又は第31条の6第2項第2号の規定による無店舗型性風俗特殊営業の停止命令
- (8) 法第31条の5第2項又は第31条の6第2項第3号の規定による受付所営業の廃止命令
- (9) (略)

(7) 法第31条の20の規定による無店舗型電話
異性紹介営業の禁止命令

(8) 法第31条の25第1項の規定による特定遊
興飲食店営業の許可の取消し又は当該特定
遊興飲食店営業の停止命令

(9) 法第31条の25第2項の規定による飲食店
営業の停止命令

(10) 法第34条第2項の規定による飲食店営業
の停止命令

(11) (略)

(12) (略)

(13) 法第35条の4第2項の規定による接客業
務受託営業の禁止命令

(所轄庁への通知)

第7条 法第42条の規定による飲食店営業等の
停止の通知は、様式第7号による営業停止処
分通知書により行うものとする。

(10) 法第31条の20又は第31条の21第2項第2
号の規定による無店舗型電話異性紹介営業
の停止命令

(11) 法第31条の25第1項の規定による特定遊
興飲食店営業の許可の取消し又は停止命令

(12) (略)

(13) (略)

(14) 法第35条の4第2項又は第4項第2号の
規定による接客業務受託営業の停止命令

2 前項の場合において、被処分者が所在不明
その他の理由により、同項の規定による処分
の通知ができないときは、静岡県警察本部生
活安全部生活保安課において被処分者に交付
すべき行政処分通知書を保管し、様式第9号
による公告を公安委員会の掲示板に2週間掲
示するものとする。この場合において、掲示
を始めた日から2週間を経過したときは、当
該行政処分通知書が被処分者に到達したもの
とみなす。

(所轄庁への通知)

第7条 法第42条の規定による飲食店営業等の
停止の通知は、様式第10号による営業停止処
分通知書により行うものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
様式第1号を次のように改める。

第 年 月 日

決 定 通 知 書

住 所
氏名又は名称

殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった風俗営業等の規制及び業務の適正化等

第 3 条 第 1 項
に関する法律 第10条の2第1項（同法第31条の23において準用する場合を含む。）
第 3 1 条 の 2 2

風 俗 営 業 の 許 可
の規定による 特例風俗営業者の認定 については、次の理由により行わない
特定遊興飲食店営業の許可
特例特定遊興飲食店営業者の認定

こととしたので、同法 第 5 条 第 3 項 （同法第31条の23において準用する場合
第10条の2第4項
を含む。）の規定に基づき通知します。

1 営業の種別

2 理由

この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第3号中「ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。」を「ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。」に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

（表）

	第	号
	年	日
	月	
指 示 書		
住 所		
氏名又は名称	殿	
静岡県公安委員会 印		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条（第 項第 号）の規定に基づき、次のとおり指示します。		
1	違反事項	
2	指示事項	
3	指示理由	

(裏)

この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第7号を様式第10号とする。

様式第6号中「営業停止等処分通知書」を「行政処分通知書」に、「ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。」を「ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。」に改め、同様式を様式第8号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第9号（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公 告

下記の者については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第 条（第 項第 号）に基づき ものであるが、その所在が判明しないので公示する。

年 月 日

静岡県公安委員会
委員長

記

1 処分の種別

2 処分の対象となる営業所

- (1) 許可又は届出年月日及び番号
- (2) 営業者名
- (3) 営業所所在地
- (4) 営業所名称

3 処分の理由

4 処分年月日

様式第 5 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第6号(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

第 年 月 日		
勸 告 書		
住 所		
氏名又は名称 殿		
静岡県公安委員会 印		
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の9第2項の規定に基づき、次のとおり勧告します。		
対象となる営業者	氏名又は名称	
	住 所	
	広告又は宣伝をする場合に使用する呼称	
	事務所所在地	
	映像伝達用設備を識別するための電話番号等	
勸 告 事 項		
勸 告 理 由		

(表)

	第	号
	年	日
	月	
命 令 書		
住 所		
氏名又は名称	殿	
	静岡県公安委員会 印	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条 (第 項第 号) の規定に基づき、次のとおり命令します。		
1	違反事項	
2	命令事項	
3	命令理由	

(裏)

この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく通知書等の様式に関する規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。